解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十日

沖縄県うるま市石川白浜二丁目十番十二号

有限会社翔竜

清算人　仲吉　文男

解散公告（第一回）

当組合は、臨時組合総会の決議により平成二十七年十二月二十一日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告の掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十日

岩手県九戸郡軽米町大字山内第二六地割七番地二

山内生産森林組合

清算人　舘坂　久人

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年十二月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十日

鹿児島市紫原六丁目一番一号

医療法人浩志会

清算人　山口　和志

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十日

宮崎県宮崎市和知川原一丁目一〇一番地

宮崎県病院厚生年金基金

清算人　獅子目賢一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第四十六条第一項の規定により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十日

東京都港区南青山三丁目七番五号アルプスプラザ四〇二号室

社団法人日本工業技術振興協会

清算人　青葉　堯

解散公告（第三回）

当厚生年金基金は、平成二十八年一月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十日

広島県広島市西区商工センター一丁目一四番一号　広島総合卸センター厚生年金基金

代表清算人　伊藤　學人

配当公告

大阪府大阪市大正区南恩加島五丁目一四番二号　破産者　株式会社アップワンフィールド社

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十六年（フ）第三六七七号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続に参加することができる債権の総額

金八〇四、〇六八、四八四円

一、配当することのできる金額

金四八、一七五、三五四円

平成二十八年二月十日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所

破産管財人　木村　真也

配当公告

大阪府堺市東区石原町一丁一六番

破産者　有限会社インパクト

右の者に対する大阪地方裁判所平成二十六年（フ）第三六七八号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当の手続に参加することができる債権の総額

金二四九、六九五、〇四八円

一、配当することのできる金額

金九、九八七、七七四円

平成二十八年二月十日

大阪市北区西天満四丁目八番一七号宇治電ビルディング一一階　はばたき綜合法律事務所

破産管財人　木村　真也

配当公告

兵庫県芦屋市精道町八番一八―一〇二号

破産者

株式会社リージェント・ファーイースト

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十七年（フ）第一三六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一、〇五一、五九〇、四二四円

一、配当することのできる金額

金九二、七四六、〇六八円

平成二十八年二月十日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一　破産管財人　弁護士　太田　吉彦

配当公告

大阪府箕面市石丸一丁目二三番三四―三〇七号　破産者　村山　公敏

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十七年（フ）第一三七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金八五八、六六八、三九二円

一、配当することのできる金額

金二一、五〇八、七八四円

平成二十八年二月十日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一　破産管財人　弁護士　太田　吉彦

配当公告

兵庫県芦屋市船戸町一二番九号

破産者　池口　雅昭

右の者に対する神戸地方裁判所尼崎支部平成二十七年（フ）第三四〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一八九、五二六、九四六円

一、配当することのできる金額

金一、四三七、〇三一円

平成二十八年二月十日

兵庫県尼崎市潮江一丁目八―一コーポ潮江一一一　破産管財人　弁護士　太田　吉彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市永山六条六丁目七九番地五六、最後の住所北海道旭川市永山六条六丁目一〇番八号　被相続人　亡　渡邉　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十日

北海道旭川市三条通九丁目五五一番地二

旭川総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　青山　和志

第12期決算公告

平成28年2月9日　愛知県豊川市宿町野川1番地27

サーラ物流株式会社

代表取締役　石川　公一

貸借対照表の要旨　（平成27年11月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,077,477	流動負債	2,332,116
固定資産	2,528,543	固定負債	469,621
		負債合計	2,801,738
		株主資本	787,226
		資本金	130,000
		資本剰余金	178,211
		利益剰余金	479,014
		利益準備金	7,757
		その他利益剰余金	471,257
		（うち当期純利益）	(83,980)
		評価・換算差額等	17,056
		純資産合計	804,282
資産合計	3,606,021	負債・純資産合計	3,606,021